

1. 8月から「資格確認書」が新しくなります **有効期限：令和8年7月31日(金)**

新しい資格確認書の送付について

8月1日(金)から使う新しい資格確認書を、7月中旬から簡易書留(転送不要)でお送りします。

※転送サービスを利用していても転送されません。

新しい資格確認書の色は青色です。



●不在の場合

ポストに入る「ご不在連絡票」で再配達を依頼または郵便局で受け取り。

●保管期限を過ぎた場合

市役所保険年金課で受け取り。

被保険者証または資格確認書と写真付きの身分証明書が必要。

市役所で直接受け取りたい方

事前に電話などでお申し出ください。

●**申し出期間** 7月1日(火)～8日(火)の平日

●**受取期間** 7月10日(木)～31日(木)の平日

●**受取場所** 市役所保険年金課

※十四山支所では受け取れません

●**持ち物** 現在の被保険者証または資格確認書、写真付き身分証明書など

※代理人が来る場合は、委任状が必要です。

申し出時にご相談ください。

医療費の自己負担割合の確認

新しい資格確認書に記載されていますので、必ずご確認ください。

※資格確認書の変更により変わる場合があります。詳しくは同封のパフレットをご覧ください。

マイナ保険証の活用を

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルで健康保険証登録をお願いします。

※マイナ保険証があっても、

今回の資格確認書の有効期限は令和8年7月31日です。

古い資格確認書の取扱い

8月1日以降は**新しい資格確認書**をお使いください。

今お持ちの**若草色**のものは、各自で破棄するか市役所または十四山支所へ返却してください。

2. 令和7年度 後期高齢者医療保険料が決まります

7月中旬に、「後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書」を送付します。

年間の保険料額と納付方法をご確認ください。

納付方法について

1. 納付書または口座振替(普通徴収)の方

年間保険料を7月～翌年2月の8回に分けて納付

●口座振替

各納期限の末日に引き落とし

●納付書

8期分をまとめて送付(紛失に注意)

納付場所は納付書の裏面に記載あり

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年1月	翌年2月

2. 年金から天引き(特別徴収)の方

年金の支給時に年金からあらかじめ自動で差し引かれます(年6回)

4月・6月・8月は前年度2月と同額(仮徴収)

10月・12月・翌年2月は確定額一仮徴収額を分けて納付(本徴収)

※仮徴収と本徴収で金額に差が出ることがあります。

仮徴収			本徴収		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)

ご注意

年度途中で加入した方や金額変更があった方は、普通徴収と特別徴収の両方になる場合があります。

納入通知書で納付方法を必ずご確認ください。

TOPICS
02

8月から国民健康保険証が「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」に変わります

問 市役所保険年金課
(内線 122・123)

資格確認書(簡易書留)が届く方

8月1日以降、資格確認書を使用してください。
有効期限：令和8年7月31日

資格情報のお知らせ(普通郵便)が届く方

マイナンバーカードを使って受診してください。
マイナンバーカードで受診する方は、医療機関で連携がうまくいかない場合もあるので、「資格情報のお知らせ」の右下を切り取り、マイナンバーカードと一緒に医療機関に提出してください。

国民健康保険税に未納がある方

7月下旬ごろに別途案内をお送りします。市役所で納税相談後に新しい書類をお渡しします。

70～74歳の方

「高齢受給者証」は廃止され、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」に高齢受給者証の自己負担割合(2割・3割)が記載されます。

TOPICS
03

「医療費のお知らせ」(医療費通知)について

問 市役所保険年金課(内線 122・123)

市国民健康保険に加入している被保険者全員の医療機関で受診した医療費を記載した「医療費のお知らせ」を世帯主へ送付しています。

送付時期および対象となる診療月

医療費通知は、年6回、偶数月の月末ごろに発送しています。

1月・2月診療分	4月発送
3月・4月診療分	6月発送
5月・6月診療分	8月発送
7月・8月診療分	10月発送
9月・10月診療分	12月発送
11月・12月診療分	翌年2月発送

受診者がいない月は送付されません。
原則再交付はしません。大切に保管してください。

確定申告で医療費控除をする場合は領収書を大切に

- ・11・12月分は翌年2月中旬以降に発送します。
- ・医療機関の請求遅れなどで記載されない場合があります。
- ・未記載の自己負担額は領収書が必要なため、領収書はすぐ捨てずに保管してください。

TOPICS
04

令和7年度国民健康保険税率が変更になります

問 市役所保険年金課(内線 122・123)

国民健康保険税率

区分		令和6年度	令和7年度
医療費分	所得割額	7.90%	8.04%
	均等割額(1人分)	33,000円	34,500円
	平等割額(1世帯毎)	23,000円	22,400円
後期高齢者支援金分	所得割額	2.70%	2.76%
	均等割額(1人分)	11,000円	11,700円
	平等割額(1世帯毎)	7,800円	7,600円
介護納付金分	所得割額	2.30%	2.31%
	均等割額(1人分)	12,000円	11,700円
	平等割額(1世帯毎)	5,900円	5,800円

失業や所得の減少などにより保険料の納付が経済的に難しい場合、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。※学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。

保険料免除制度

所得が少なく、本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。

保険料納付猶予制度

20歳～50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付を後払いにできる制度です。

免除となる所得の目安（申請する年度の前年所得で審査されます。）

扶養人数	・全額免除 ・納付猶予	一部納付		
		1 / 4納付	半額納付	3 / 4納付
3人扶養（ご夫婦、お子さん2人）	172万円	202万円	242万円	282万円
1人扶養（ご夫婦のみ）	102万円	126万円	166万円	206万円
扶養なし	67万円	88万円	128万円	168万円

※上記の所得の目安は、標準的なモデルを基に計算しています。所得の種類や控除額などによって免除に該当しない場合もあります。

免除となる申請期間 -7月分から翌年6月分まで-

前年所得を審査する必要性から、申請は毎年必要です。

（継続審査希望のある方で、全額免除または納付猶予の承認を受けた方は、申請手続不要です。）

※過去の期間については、申請日から原則2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

申請手続

- 受付期間 7月1日(火) から
- 申請窓口 市役所保険年金課・十四山支所
- 持ち物
 - ・本人確認できるもの（マイナンバーカード・運転免許証など）
 - ・基礎年金番号の分かるもの
 - ・失業などを理由とするとき：雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など

保険料は追納できます

国民年金保険料の免除または納付猶予を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

承認された期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。

ただし、納める保険料は3年度目以降、加算額が上乘せされます。

老齢基礎年金の減額を防ぐためにも、なるべく早めに追納するように心掛け、満額の年金に近づけましょう。

※一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。

追納は申し込みが必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

定額減税補足給付金 (不足額給付) について

問 市役所税務課(内線 215・216)

国の経済対策に基づき、令和6年度に定額減税をしきれないと見込まれる方を対象に調整給付を支給しましたが、本来支給すべき額との差額を不足額給付として支給します。

支給対象者

対象者へ市から通知を郵送します。※7月下旬から順次発送予定

①調整給付との差額が生じた方(不足額給付Ⅰ)

例 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した
こどもの出生など、扶養親族が令和6年中に増加した など

②定額減税や低所得世帯向け給付などのいずれも対象とならなかった方(不足額給付Ⅱ)

例 青色事業専従者、事業専従者(白色)
合計所得金額48万円超の方 など

●定額減税額

所得税分=3万円×(納税者本人+控除対象配偶者(※)+扶養親族(※))

住民税所得割分=1万円×(納税者本人+控除対象配偶者(※)+扶養親族(※))

※国外居住者を除く

支給額

①不足額給付Ⅰ

本来給付すべき額-令和6年度調整給付額

②不足額給付Ⅱ

原則4万円(令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円)

給付金コールセンター

7月28日(月)開設

市役所4階 会議室2

平日 午前8時30分~午後5時

☎65-7305

戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金(第十二回特別弔慰金) の申請受け付け開始

問 市役所福祉課(内線 164・165)

額面27万5千円、5年償還の記名国債(無利子)

なお、国債の償還金は令和8年から毎年1回償還日(4月15日)以降に、年5万5千円ずつ支払いを受けることができます

支給対象者など

令和7年4月1日(基準日)時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に支給されます。

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者などの子
3. 戦没者の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有しているなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

必要書類

1. 本人確認書類 ※アの場合は1点、イの場合は2点必要です。

ア、官公庁から発行された顔写真入りの書類、運転免許証、マイナンバーカードなど

イ、官公庁から発行された顔写真がない書類、介護保険被保険者証、年金手帳、健康保険証など

2. 令和7年4月1日現在の請求者の戸籍抄本または謄本

3. 請求者の状況でその他の必要書類は異なりますのでお問い合わせください。

申込期限

令和10年3月31日

令和8年3月31日までに 公共ます設置の申請を

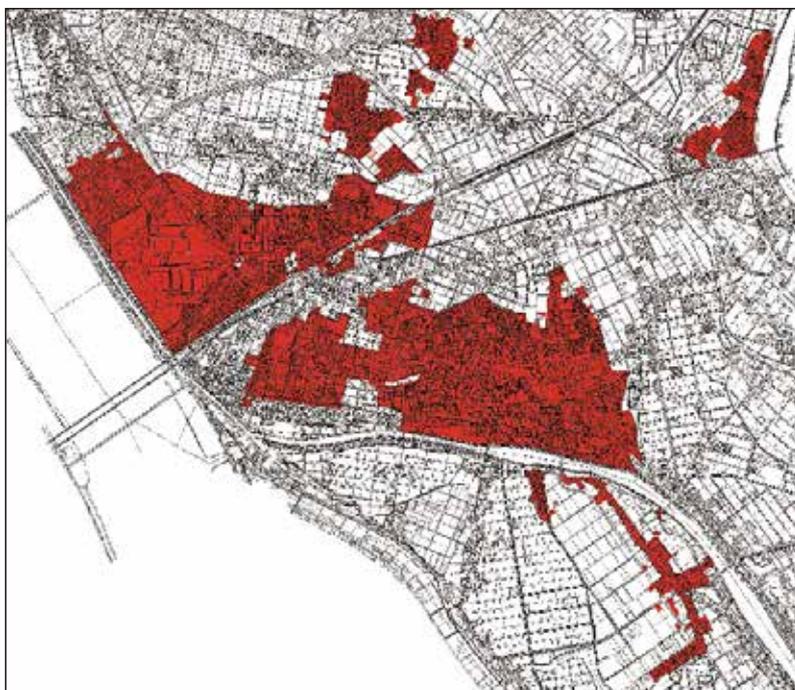


問 市役所下水道課
(内線 285・287)

公共下水道供用開始区域 (公共下水道整備済み区域)	
～令和8年3月31日	令和8年4月1日～
<p>既存住宅および新築住宅は、市負担</p> <p>●申請方法 「公共ます設置等申請書」を市役所下水道課へ提出</p>	<p>承認工事として個人負担</p> <p>●補助額 工事費用の1/4 最大10万円</p> <p>●補助の期限 令和12年度まで</p> <p>●補助の条件 下水道に接続すること</p>

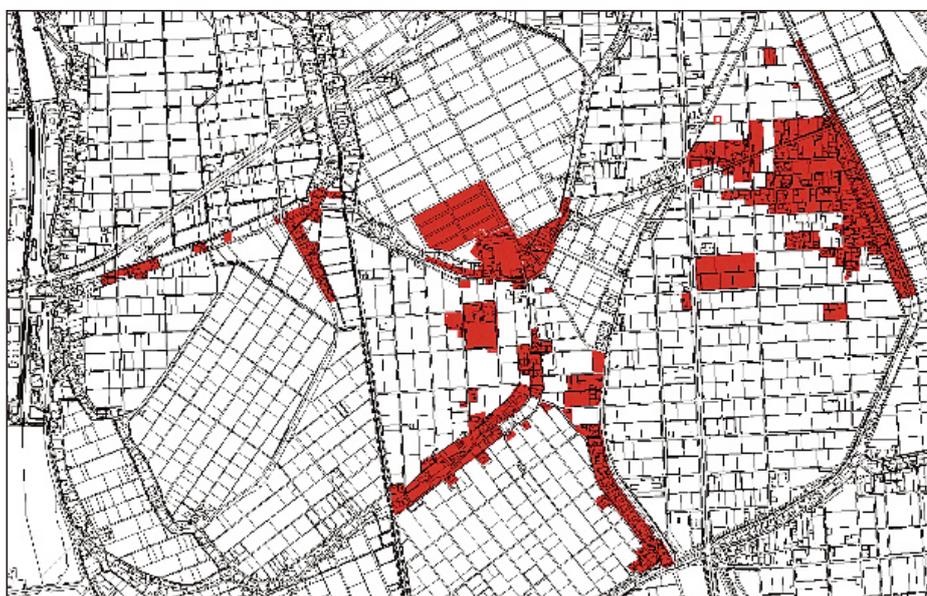
赤色：供用開始区域 R7.3.31 時点

弥富市役所周辺▼



現在の供用開始区域の詳細および公共ます設置申請については、市ホームページまたは市役所下水道課へお問い合わせください。

栄南小学校周辺▼



クーリングシェルターを開放します

☎ 市役所環境課(内線 234)

クーリングシェルターとは?

環境省から「熱中症特別警戒アラート」が発表された際に、危険な暑さから身を守り、自由に休憩していただけるように一般開放している冷房設備を有する施設。

「熱中症特別警戒アラート」が発表されるなど、危険な暑さが見込まれるときは、冷房が効いた室内で過ごしてください。やむを得ず外出し、危険な暑さに見舞われた場合などには、十分な水分を補給するとともに、適宜クーリングシェルターなどを活用しましょう。

注意事項

- ・ 飲料は各自でお持ちください。
- ・ 休憩場所は各施設の指定された場所となります。
- ・ 利用する際は各施設の指示に従ってください。

指定施設	休館日	開放時間
市役所	土・日曜日、祝日	8:30～17:15
十四山支所		
鍋田支所		
図書館	月曜日	(火～金曜日) 9:00～19:00 (土・日曜日・祝日) 9:00～17:00
歴史民俗資料館		9:00～17:00
総合社会教育センター	月曜日、 祝日の翌日	(火～土曜日) 9:00～22:00 (日曜日・祝日) 9:00～17:00
白鳥コミュニティセンター		
南部コミュニティセンター		
総合福祉センター	日・月曜日、祝日	9:00～17:00
十四山総合福祉センター		
いこいの里		
ウイングプラザ パディ	7/17、8/21 9/11、10/9、10/16	10:00～20:00

協力会員養成講習会のお知らせ みんなが子育て応援団!

☎ 市ファミリー・サポート・センター
☎ 58-3352
市役所児童課(内線 154)

協力会員になって援助をしてみようと思う方、援助活動に興味のある方、ぜひご参加ください。一度に全部受講できなくても大丈夫です。ご都合のよい時間に少しずつ受講してみませんか?

実施日	時間	講習内容
7月 31日(木)	9:30～ 11:30	ふぁみさぼ保健センター 【実習】～子どもの世話～ 沐浴、調乳など 【講義】援助中の心構えと緊急対応、マナー 【講師】保健センター 保健師・市こども家庭センター 母子保健コーディネーター
	13:30～ 15:30	ふぁみさぼ保育室 【講義・実技】～保育の心・子どもの遊び～ 【講師】市立保育所 保育士
8月 1日(金)	10:00～ 11:00	ふぁみさぼ栄養室 【講義】～食生活と子どものアレルギー～ 【講師】児童課 管理栄養士
	11:00～ 11:30	井戸端会議 ～事業を円滑にすすめるために～ 【講師】ファミリー・サポート・センター アドバイザー
	13:30～ 15:30	ふぁみさぼレスキュー 【講義・実技】～子どもの安全～ AEDの使い方など 【講師】海部南部消防署 救急救命士
	15:30～	受講証交付

ところ 市役所3階 保健センター **申し込み方法** 電話または窓口 **申込期限** 7月24日(木)

定員 各20人程度 **持ち物** ハンカチまたはタオル、筆記用具

TOPICS

11

日本語の教え方研修会 ～子ども編～

無料

問 にほんごきょうしつ カムカム
✉ nihongokyoushustukamukamu@gmail.com

と き 8月2日(土曜日) 午後1時～4時

と ころ 総合福祉センター 2階 研修室

内 容

テキスト「あのね」を使い、全く日本語が分からない15歳以下の子どもに対する日本語初期指導の方法を学びます。また、カードを使って言葉やひらがなを教える方法にチャレンジします。

- ・日本語が全く分からない子どもに接するときの注意点
- ・聞く力をつけ、簡単なやり取りを可能とする指導法
- ・文字と数字の数え方

※令和7年度地域づくり補助金活用事業

講師(氏) NPO法人プラスエデュケート
理事長 森顕子

申込期限 7月20日(日)

申し込み方法 二次元コードから▶



TOPICS

12

企業版ふるさと納税 による寄付を いただきました

問 市役所企画政策課(内線 452)
ID 1006647

共英製鋼株式会社

名古屋事業所

海部郡飛島村大字新政成字末之切809番地1

共英製鋼株式会社 名古屋事業所様(鉄鋼業)から市に対し、企業版ふるさと納税として100万円のご寄付をいただき、4月3日に感謝状の贈呈を行いました。

この度いただきました寄付金は、事業に充当させていただき、市の地方創生の取組を進め、活力あるまちづくりのため、有効に活用させていただきます。



弥富市 企業版ふるさと納税

検索

TOPICS

13

蟹江警察署からの お知らせ

問 蟹江警察署 生活安全課 ☎95-0110
市役所市民協働課(内線 432)

市内犯罪発生状況(令和7年3月)暫定値

校区	弥生	桜	日の出	栄南	大藤	十四山 東部	十四山 西部
特殊詐欺	0	0	0	0	2	0	0
自動車盗	0	0	0	0	0	1	0
部品ねらい	0	0	0	2	0	0	1
自転車盗	2	0	1	0	0	0	0
オートバイ盗	2	1	0	0	0	0	0

※侵入盗、SNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺、車上ねらい、自販機ねらい、ひったくり、強盗、白鳥校区は0件でした。

3月中、市内では2件の特殊詐欺被害が発生し、いずれも「保険料の払戻金」名目による被害でした。犯人は「保険料の払戻金の還付手続をする」などと言って被害者をコンビニATMに誘導し、被害者に電話をかけたままATMを操作させ、犯人の口座にお金を振り込ませました。

★詐欺の端緒となるのは電話です！“知らない番号には出ない！”を徹底しましょう。

★“電話でお金の話が出たら詐欺！”を疑いましょう！

TOPICS

14

TKEスポーツセンター 7月トレーニング講習会

問 TKEスポーツセンター(十四山スポーツセンター)

トレーニング室をご利用いただくには、初回に無料のトレーニング講習会(器具説明など)を受講いただく必要があります。なお、小学生以下のご利用はできません。

と き ①10:00～ ②14:30～ ③18:30～

日 程	1回目	2回目
4日(金)	②	③
5日(土)	②	③
6日(日)	①	②
8日(火)	②	③
12日(土)	②	③
13日(日)	①	②
16日(水)	②	③
19日(土)	②	③
20日(日)	①	②
24日(木)	②	③
26日(土)	②	③
27日(日)	①	②

所要時間

1時間半程度

持ち物

- ・運動のできる服装
- ・上履き

申し込み方法

電話または窓口

トレーニング室利用料

- ・大人300円
- ・中学生150円

※予定は変更になる場合があります。